

## 八潮市日本語教室等運営助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市補助金等交付規則（平成元年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市の多文化共生の推進に資するため、日本語教室等を運営するボランティア団体（以下「日本語ボランティア団体」という。）に対し、八潮市日本語教室等運営助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日本語教室等 日本語でのコミュニケーション（日本語の読み書き、会話等をいう。）に支障がある外国人市民が、日本語、日本の生活習慣等の生活に必要な能力を習得し、又は母語保持を行うに当たり、日常生活の相談を行うための場をいう。
- (2) 外国人市民 国籍にかかわらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ八潮市民をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する日本語ボランティア団体の代表者（以下「代表者」という。）とする。

- (1) 第6条の規定による申請をしようとする年度の4月1日において、団体の設立から1年以上を経過し、かつ、1年以上の活動実績がある団体
- (2) 3人以上で構成される団体であって、その構成員の2分の1以上の者が市内に在住し、在勤し、又は在学している団体
- (3) 市内で活動する団体
- (4) 会計規則、基準等を作成する等、適切な会計処理が行われていると認められる団体

### (助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本語教室等
  - (2) その他市長が必要と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助

成の対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) この要綱による助成とは別に、第5条に定める助成対象経費として、他の団体から助成金等の財政的支援を受けて行う事業
- (4) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする事業
- (5) 八潮市暴力団排除条例（平成25年条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者と関係のある者が行う事業  
（助成対象経費、助成金額等）

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、前条第1項に規定する事業の実施に要する経費であって、次の表に定めるものとする。

区分	助成対象経費の例
1 報償費	・ 講師及び協力者への謝礼金 ・ 調査及び研究に係る報償費 (いずれも助成金の交付を申請しようとする団体の構成員に対して支払うものを除く。)
2 旅費	・ 事業に係る交通費及び通行料 (助成金の交付を申請しようとする団体の構成員が、事業の実施場所までの移動に要する費用を除く。)
3 使用料及び賃借料	・ 会場使用料 ・ 物品のレンタル料
4 需用費	・ 消耗品、教材、書籍等の購入費 ・ チラシ、ポスター等の印刷費
5 役務費	・ 切手等の通信運搬費 ・ 保険料
6 その他の経費	その他市長が必要と認める経費

- 2 助成金の額は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。なお、次条の規定による申請を行う年度における事業実施日数が20日に満たないときは、助成の対象としないものとする。

(1) 次条の規定による申請を行う年度において70日以上事業を実施した団体 5万円

(2) 前号に掲げる団体以外の団体 3万円

(助成金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定により助成金の交付を申請しようとする代表者は、八潮市日本語教室等運営助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 団体概要書(様式第2号)

(2) 八潮市日本語教室等運営助成金収支予算書(様式第3号)

(3) 構成員の名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査の結果により助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査及び実地調査の結果により助成金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに代表者に対してその旨を通知するものとする。

(事業変更等の承認申請)

第8条 代表者は、規則第7条第1項第1号又は第2号の規定に基づく承認を受けようとするときは、八潮市日本語教室等運営助成金(変更・中止)承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業変更等の承認等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、八潮市日本語教室等運営助成金(変更・中止)承認(不承認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付決定通知)

第10条 規則第8条の規定による通知は、八潮市日本語教室等運営助成金交付決定通知書(様式第6号)によるものとする。

(状況報告)

第11条 規則第12条の規定による状況報告について市長からの要求があったときは、八潮市日本語教室等運営状況報告書(様式第7号)を市

長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 代表者は、規則第14条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、助成に係る事業が完了した日（第9条の規定により事業の中止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、八潮市日本語教室等運営助成金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 八潮市日本語教室等運営助成金収支決算書（様式第9号）
- (2) 実施した事業の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定通知)

第13条 規則第15条の規定による通知は、八潮市日本語教室等運営助成金交付額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

(助成金の交付時期)

第14条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成に係る事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、助成に係る事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

2 代表者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、八潮市日本語教室等運営助成金交付（概算払）請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消しの通知)

第15条 規則第18条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、八潮市日本語教室等運営助成金交付決定取消通知書（様式第12号）によるものとする。

(返還命令)

第16条 規則第19条の規定により助成金の返還を命じるときは、八潮市日本語教室等運営助成金返還命令書（様式第13号）によるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

八潮市日本語教室等運営助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）八潮市長

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
代表者連絡先 \_\_\_\_\_

八潮市日本語教室等運営助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

助成年度	年度
助成金対象経費	円
助成金交付申請額	円
添付書類	(1) 団体概要書（様式第2号） (2) 八潮市日本語教室等運営助成金収支予算書（様式第3号） (3) 構成員の名簿 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

団体概要書

【団体の概要】 ( 年 月 日現在)

団体名	(ふりがな)
代表者氏名	(ふりがな)
活動の目的	
主な活動場所	
年間活動予定日数	概ね 日
主な活動日	週 日 ( 月・火・水・木・金・土・日 ) ※活動する曜日に○をする。
活動歴	年 か月 (発足日： 年 月 日)
団体の構成員数	人 (うち八潮市在住・在勤・在学者 人)

【担当者連絡先】

氏 名	(ふりがな)	
住 所		
連絡先	電話番号	
	F A X	
	E-mail	

様式第3号（第6条関係）

八潮市日本語教室等運営助成金収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

【収入】

（単位：円）

区 分	金 額	積算内訳等
収入合計		

【支出】

（単位：円）

区 分	金 額	積算内訳等
支出合計		



様式第4号（第8条関係）

八潮市日本語教室等運営助成金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）八潮市長

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
代表者連絡先 \_\_\_\_\_

次のとおり、八潮市日本語教室等運営助成金の申請内容を（変更・中止）  
したいので申請します。

助成年度	年度
交付決定通知 年月日	年 月 日
変更の内容	（変更前）
	（変更後）
変更又は 中止の理由	
添付書類	

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

八潮市長



八潮市日本語教室等運営助成金（変更・中止）承認（不承認）  
通知書

年 月 日付けで申請（変更・中止）のありました八潮市  
日本語教室等運営助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

承認・不承認の別	
不承認の理由	
承認条件	

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

八潮市長



八潮市日本語教室等運営助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました八潮市日本語教室等運営助成金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

助成金対象経費	円
助成金 交付決定額	円
助成金交付条件	

様式第7号（第11条関係）

八潮市日本語教室等運営状況報告書

年 月 日

（宛先）八潮市長

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた八潮市日本語教室等運営助成金に係る事業について、次のとおり状況報告をします。

助成事業の経過等	
----------	--

様式第8号（第12条関係）

八潮市日本語教室等運営助成金実績報告書

年 月 日

（宛先）八潮市長

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
代表者住所 \_\_\_\_\_  
代表者連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた八潮市日本語教室等運営助成金について、次のとおり実績報告をします。

助成年度	年度
交付決定通知 年月日	年 月 日
助成金交付 決定額	円
助成金既交付額	円
助成事業の 実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年間活動日数	日（週 日程度）
添付書類	（1）八潮市日本語教室等運営助成金収支決算書（様式第9号） （2）実施した事業の内容が分かる書類 （3）その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第12条関係）

八潮市日本語教室等運営助成金収支決算書

団体名 \_\_\_\_\_

【収入】 (単位:円)

区 分	金 額	内 訳 等
収入合計		

【支出】 (単位:円)

区 分	金 額	内 訳 等
支出合計		

※ 領収書を添付すること。

様式第10号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

八潮市長



八潮市日本語教室等運営助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった八潮市日本語教室等運営助成金については、次のとおり確定したので通知します。

助成年度	年度		
交付決定通知 年月日	年 月 日	番号	
助成金交付決定額	円		
助成金対象経費 決定額	円		
助成金交付確定額	円		

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

八潮市日本語教室等運営助成金交付 (概算払) 請求書

年 月 日

(宛先) 八潮市長

申請者 団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 代表者住所 \_\_\_\_\_  
 代表者連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で交付決定 (確定) 通知  
 を受けた八潮市日本語教室等運営助成金について、次のとおり請求します。

助成年度	年度		
交付決定 (確定) 通知年月日	年 月 日	番号	
交付決定 (確定) 通知額	円		
助成金既交付額	円		
請求額	円		
振込先	金融機関名		
	支店名		
	口座種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ)	



様式第12号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

八潮市長



八潮市日本語教室等運営助成金交付決定取消通知書  
次のとおり、八潮市日本語教室等運営助成金の交付決定を取り消しましたので通知します。

助成年度	年度		
交付決定通知 年月日	年 月 日	番号	
助成金交付 決定通知額	円		
取消しの理由			

様式第13号（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

八潮市長



八潮市日本語教室等運営助成金返還命令書  
次のとおり、八潮市日本語教室等運営助成金の返還を命じます。

返還すべき金額	円		
返還を命じる理由			
返還方法			
助成年度	年度		
交付決定通知 年月日	年 月 日	番号	
交付決定通知額	円		
助成金の 交付年月日	年 月 日		
助成金既交付額	円		